

## I 宮崎県教育委員会における名義後援等の基準

### 【主催】

- 県教育委員会が企画立案・運営等を行う行事

### 【共催】(以下の①、②の両方を満たすこと)

- ① 県教育委員会が企画立案・運営等に参画する行事

　県教育委員会が実行委員会や研究会に直接関与する又は入っている行事

- ② 県教育委員会が特別に経費を支出する行事

- ・ 県教育委員会が企画や準備段階から参加し、当日を含めた運営等に参画する行事
- ・ 県教育委員会が運営費や旅費を支出する又は児童生徒への大会参加のための補助を行う等、特別に予算措置を講ずる行事
- ・ 県教育委員会が主管する事業と直接関わりがあり、県教育委員会事務局職員が日頃から指導助言等を行っている行事

### 【名義後援】

- 県の後援審査表に該当する行事のうち、上記の「主催」「共催」にあたらない行事

- ・ 県内の公立学校、国立学校及び私立学校等の教職員で構成される任意団体が行う研究会等のうち、県教育委員会が企画立案・運営等に参画せず、特別に経費を支出しない行事

- ・ 今までの教育事務所における共催願を廃止し、名義後援願に変更し、統一する。

※ ただし、本庁の基準を満たすものに関しては、今までどおり共催でかまわない。その場合は、様式Iの「名義後援」を「共催」に変更して申請する。

- ・ 地区単位ではなく県全体や九州や全国単位で実施するものに関しては、本庁各課に申請する。(様式は県ホームページに掲載あり)

## 2 北部教育事務所の名義後援の申請の流れ

